



予防接種の種類と受け方



以下の予防接種は、法律に定められた予防接種です(定期接種)。
 予防接種の対象者は受けるよう努めなければなりません。

※定期接種は無料で接種できます。ただし、対象年齢を過ぎると**任意接種**となり、**有料**となりますのでご注意ください。

※〇歳に至るまで……〇歳の誕生日の前日まで 〇歳未満……〇歳の誕生日の前々日まで
 〇歳以上……〇歳の誕生日の前日から
 〇歳に達した時から……〇歳の誕生日の前日から
 〇歳に達するまで……〇歳の誕生日の前日まで

※他の予防接種との間隔

6日以上あけるもの	B型肝炎、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、四種混合、不活化ポリオ、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん予防ワクチン
27日以上あけるもの	BCG、麻しん・風しん混合(MR)、水痘(みずぼうそう)

種類	対象年齢	接種回数	接種間隔	標準的な接種	
※1 B型肝炎	生後12か月(1歳)に至るまで	3回	27日以上の間隔をにおいて2回接種した後、第1回目から139日以上の間隔をにおいて1回接種	生後2か月～9か月に至るまで	
ヒブ ワクチン	生後2～60か月(5歳)に至るまで	生後2か月～7か月未満に接種を開始 ※標準的な接種	初回3回 追加1回	【初回】 27日以上の間隔で接種 【追加】 初回接種終了後7か月以上の間隔で接種	【初回】 27日以上56日までの間隔で接種 【追加】 初回終了後7か月以上13か月までの間隔で接種
		生後7か月～12か月未満に接種を開始	初回2回 追加1回		
		生後12か月～60か月(5歳)未満に接種を開始	1回		
小児用 肺炎球菌 ワクチン	生後2～60か月(5歳)に至るまで	生後2か月～7か月未満に接種を開始 ※標準的な接種	初回3回 追加1回	【初回】 27日以上の間隔で接種 ※生後24か月に至るまでの間に 【追加】 60日以上の間隔で接種 ※生後12か月(1歳)を超えてから	【初回】 27日以上の間隔で接種 ※生後12か月までに完了 【追加】 60日以上の間隔で接種 ※生後12か月(1歳)を超えてから
		生後7か月～12か月未満に接種を開始	初回2回 追加1回		
		生後12か月～24か月(2歳)未満に接種を開始	2回	60日以上の間隔	
		2歳～5歳未満に接種を開始	1回		
四種混合 (ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ)	生後3～90か月(7歳6月)に至るまで	1期初回	3回	【1期初回】 20日以上の間隔で接種 【1期追加】 初回終了後6か月以上の間隔で接種	【1期初回】 20日以上56日までの間隔で接種 ※生後3～12か月未満 【1期追加】 初回終了後12～18か月未満
		1期追加	1回		

不活化 ポリオ	生後3～90か月(7歳6か月)に至るまで	1期初回	3回	【1期初回】 20～56日の間隔で接種 【1期追加】 初回終了後6か月以上の間隔で接種	【1期初回】 生後3～12か月の間 【1期追加】 初回終了後12～18か月未満
		1期追加	1回		
BCG	12か月(1歳)に至るまで		1回		生後5～8か月未満
麻しん・ 風疹 (MR)	【1期】生後12～24か月(2歳)に至るまで		1回		
	【2期】小学校就学前の1年間		1回		
水痘	生後12か月から生後36か月に至るまでの児。		2回	3か月以上の間隔で接種	【初回接種】 生後12月から生後15月 に至るまでの期間 【追加接種】 初回接種終了後6月か ら12月に至るまでの間 隔で接種
※2 日本脳炎	生後6～90か月(7歳6か月)に至るまで	1期初回	2回	【1期初回】 6日以上28日までの間 隔で接種 ※3歳に達した時から4 歳に達するまでの間 【1期追加】 初回終了後6か月以上1 年の間隔で接種 ※4歳に達した時から5 歳に達するまでの間 【2期】 9歳に達した時から10 歳に達するまでの間	
		1期追加	1回		
	9歳以上 13歳未満	2期	1回		
二種混合 (ジフテリア 破傷風)	11歳以上13歳未満		1回		11歳に達した時から 12歳に達するまでの 間
※3 子宮頸がん 予防ワクチン	小学6年生～ 高校1年生相当の女子	サーバリックス(2価)	3回	【2回目】 1回目から1か月以上の 間隔で接種 【3回目】 1回目から5か月以上の 間隔で接種 ※2回目接種から2か月 半以上の間隔において	中学1年生の間 【2回目】 1回目から1か月後 【3回目】 1回目から6か月後
		ガーダシル(4価)	3回	【2回目】 1回目から2か月後 【3回目】 1回目から6か月後	中学1年生の間

※1 B型肝炎:平成28年10月から定期接種として接種が開始されました。

※2 日本脳炎:平成29年度の特例接種対象者への積極的勧奨は下記のとおりです。

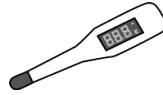
- ・18歳となる者(H11.4.2～H12.4.1生まれ:高校3年生)のうち第2期予防接種の不足者

- ・平成29年度中に10歳に達する者に対して、第2期接種の積極的勧奨を行う。

※3 子宮頸がん予防ワクチン:平成25年4月1日から定期接種として行われていますが、平成25年6月14日に厚生労働省より積極的な接種勧奨の一時差し控えについて勧告がなされました。

現在も一時差し控えのまま審議中です。

予防接種を受けるときの注意点



- 予防接種の効果や目的、副反応などについてご理解の上、接種に努めてください。
- 場所：県内の各医療機関（希望する医療機関へ**必ず予約をして**、計画的に接種してください。）
県外での接種を希望される場合は**依頼状**が必要になります。料金は**自己負担**となりますのでご注意ください。
- **母子手帳と予診票**を必ずご持参ください。（忘れた場合は受けられません）
予診票をお持ちでない方は役場 健康推進課 健康増進係までご連絡ください。
- 体温が**37.5度以上**の場合は接種できません。家庭で体温を確認して病院へ行きましょう。
- 接種は保護者同伴が原則です。やむを得ず保護者以外の方が同伴される場合は「**委任状**」の提出が必要です。

